

第1回プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会 議事録

日時:令和7年9月1日(月)16:00-18:00

会場:経済産業省会議室・オンライン

○事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまより第1回プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会を開催させていただきます。

本日はご多用のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は事務局であります、環境省容器包装プラスチック資源循環室の朽網と申します。どうぞよろしくお願い致します。

ご案内のとおり、本検討会は環境省、経済産業省の合同開催となっています。開催に先立ちまして、環境省 金子室長、そして経済産業省 三牧課長より開会の挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○環境省 容器包装・プラスチック資源循環室長(以下、容器包装・プラスチック資源循環室長) 皆さんこんにちは。座って失礼いたします。

本日は大変お忙しい中、それから残暑が大変厳しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日はプラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化の入札制度に係る検討会ということで、前回平成28年度に見直しをしまして、それから10年程運用してきたところでありますけれども、近年、特に再生材への需要が高まりつつあるというふうに感じております。企業のスコープ3の排出削減、GHGの排出削減はこれからますます要請が高まっていくというふうに思っておりますし、あるいは欧州の規制に端を発して、再生プラスチックの需要が高まっていくといったような話もありますし、あるいは先日、私も参加をしてきましたけれども、プラ条約のINCでの交渉が今回はまとまらず、再開ということになりましたけれども、議論している中で、製品デザインをサーキュラリティを考慮してデザインをしていくという話とか、あるいはプラスチック廃棄物のリサイクルを進めていくということは、これはもう各国異論がないところでございます。条約がまとまってどういう形になるにしろ、この2点っていうのは、間違いなくその中に内容として盛り込まれるところと感じておりますし、そうすると、世界中でも条約を契機に進んでいくということも予想されるところでございまして、そうした中でプラスチック製容器包装や、あるいはその製品プラ、家庭から出てくるプラスチック資源っていうのは、やっぱり安定的に排出されて、回収されるというものでございますので、足元の状況も踏まえた制度見直しに加えて、中長期的に見て、ここをいかに国内のものづくりに戻していくかが求められていく時代になっているかと思っておりますので、そういったことも踏まえながら、今回、ご参加の皆さんについては、ご意見を賜れればと思っております。よろしくお願い致します。

○経済産業省 資源循環経済課長(以下、資源循環経済課長) 経済産業省三牧でございます。本日はご多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今、金子室長の方から背景について、丁寧に説明があったので、本当にサーキュラーエコノミー分野への期待が非常に高まっている中で、我々も資源法を改正しまして、企業に再生プラスチック再生材の利用を計画していくことを義務づけていこうと今取り組んでいるところでございます。そのような中で、今回のこの入札制度の見直しに係る検討会ということで、その再生プラスチックに関する分野の中でも非常にインパクトのある取組かなと思っております。入札制度なので、特定事業者にとっても、再商品化事業者にとっても、新しくこの入札制度に入ろうという方にとっても、ビジネスの観点でもインパクトの大

きい議論だと思いますけれども、やはり大事なことはやっぱり中長期でこの領域をどんどん広げていくことだと思いますので、そうした視野も入れながら、忌憚なきご意見を今日もいただいて、我々もしっかりとご意見を踏まえて良い制度づくりをしていければと思っておりますので、何卒今日はよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。これより本検討会のご参加の皆様をご紹介します。

まず会場参加の皆様を席順でご紹介いたします。

はじめに、東海大学教授、細田様。よろしくお願いいたします。続きまして東北大学教授、吉岡様。次に、プラスチックサーキュラーエコノミー推進協会、三井様。日本製鉄株式会社、松本様。続きまして、三菱ケミカルグループ株式会社、三田様。そしてプラスチック容器包装リサイクル推進協議会、岡野様。クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス、柳田様。

そして本日 WEB 参加でございますが、公益財団法人全国都市清掃会議、金澤様。

○金澤委員 よろしく願いいたします。

○事務局 よろしく願いいたします。以上の 8 名となります。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、本日の進行につきまして説明させていただきます。本日は対面と Web のハイブリッド形式の会議となります。

会場の皆様におかれましては、ご発言の際はお手元のネームプレートを立ててお知らせいただければと思います。また、WEB 参加の金澤様におかれましては挙手ボタンを押してお知らせください。どうぞよろしくお願い致します。

本日の資料ですが、お手元の iPad に格納されていますので、適宜ご参照ください。不備などがございましたら、事務局の方にお知らせください。

なお、本検討会は YouTube、環境省環境再生資源循環局内の公式動画チャンネルにてライブ配信しております。また議事の記録のため録音・録画させていただきますのでご了解ください。

それでは議事進行をお願いするために、本検討会の座長及び副座長を選出したいと思います。

事務局としましては、座長を細田様に、そして副座長を吉岡様にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、座長を細田様に、そして副座長を吉岡様にお願いいたします。以降の議事進行を座長の細田様にお渡しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○細田座長 はい、座長を拝命いたしました細田でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。事務局の環境省から資料 3 に基づいて説明よろしくお願い申し上げます。

○容器包装・プラスチック資源循環室長 それでは環境省 金子の方から、資料 3 に基づきまして、この入札制度の現状、それから課題等についてご説明させていただきます。

それではおめくりいただきまして、1 ページですが、これは皆さん、ご存知のことかなと思うのですが、2 ページ目にあるとおり、現行の容器包装リサイクル法に基づきまして、家庭から分別して排出された、市町村が収集したプラスチックについては容器包装の製造利用事業者の費用負担でリサイクルされています。具体的には、リサイクル業務を国から指定を受けて行っている容リ協会の協会で、市町村から申し込みを受けて、市町村の保管施設ごとに入札でリサイクル事業者を決めてリサイクルを行っているというところでございまして、現状、プラスチック製容器包装をリサイクルする手法としては大きく、材料リサイクルとケミカルリサイクルという 2 種類があるというのが現状でございまして、現行のルールで行くと、市町村の回収量の半分、全体、今 66 万 t ぐらい回収量ありますけれども、そのうちの半分 33 万 t 分を材料リサイクル業者の中でまず入札を行って、残りの 33 万 t については、ケミカルリサイクル事業者も含

めた一般枠という形で入札を行います。入札の応札がなかった自治体については指名競争入札という形で、リサイクル手法を問わず入札を行うという仕組みになっております。

3ページ目、図も見ながらではありませんけれども、現行の入札制度の仕組みでございます。ちょっと複雑なんですけども、まず材料リサイクル事業者においては、総合的評価という、後でご説明しますけども、リサイクルのいろんな項目、素材を単一素材にするとか、あるいは匂いとかそういった観点での品質の評価を事業者ごとに容リ協が行って、その評価の結果を踏まえて、設備能力にその点数、得点率をかけて、各事業者の落札可能量を減じて決めているということでございまして、3ページの図で言うと、左から事業者 A、B というふうに並んでいますけども、こちら点数が高い事業者を左に置いて、徐々に点数が下がっていくという中で、その評価点に応じてこのピンクの上限っていうのが落札可能量ですけども、ここが事業者ごとに点数に応じて減らされているという状況でございます。その決められた落札可能量を、2:1 に分けまして、3分の2の部分安定枠として、この安定枠の中でまずは応札分の落札が決まってくと、で、安定枠が全部埋まったところで残っている分を効率化枠として、価格の安い事業者が落としていくというような建て付けになっております。

2ページの一番下にある、応札の際の価格については、平成 28 年度の見直しの時に、リサイクル事業者の安定性を確保するという観点もあり、安定枠を導入したわけですが、他方で、競争環境の水準を一定程度落とした枠ということになっていきますので、その中で価格が上振れしすぎないように上限価格というものを設けています。それまでは相当程度高いところで上限価格を設けてきたところ、平成 28 年度の見直しで厳格に上限価格を運用することにしました。上限価格自体は入札時、入札後も含めていくらだったか公表はしておりません。過去のトレンドを踏まえて、容リ協が厳格に設定することにしておりまして、導入することによって、落札単価のバランスをとることとしております。

ここまで、現行のざっくりとしたご説明でございまして、その後 4 ページ以降は現状の課題についていくつか提示させていただいております。まず一つが市町村の申込量と処理能力の関係でございまして、この下の表にある①の最大処理可能量はリサイクル事業者の全処理可能量を積み上げたものでございます。②の市町村申込量は、全市町村から申込みのあった量を共有したものでございまして、その差が年々均衡してきておりまして、現状リサイクラーの能力が 73 万 2 千 t、昨年度、市町村申込量が 71 万 6 千 t ということで、差が 1 万 6 千 t まで拮抗してきているという状況でございます。処理能力をいかに高めていくかということが、一つの大きな課題になってきているというところであります。

次の 5 ページですけども、先ほど説明をしましたが、総合的評価方式というものによって、得点率に応じて落札できる量が限定されているというのが今の運用になっております。

例えば上から行くと、単一の素材か、塩素濃度とか異物の割合、臭気の強さ、といった観点で、容リ協が、各事業者で製造された再生素材の評価を行うということでございます。これまでは、ある程度、いろんなリサイクル事業者がいる中での、底上げというか、品質の確保といったことである程度機能してきた部分もありますが、例えばその単一素材ではなくて、今後の PP と PE のペレットでも売れるような、そういう市場もあると聞いておりますので、実態の今の市場取引に合わせてこの評価が、果たして正しいのかというような課題もあると思いますし、先ほど説明したとおり、リサイクルの能力が市町村の申込量に対して逼迫している状況において、制度的に落札可能量を減らしているということが果たしていいのかというような課題があるかなというふうに思っております。それから、プラスチックのリサイクル率をいかに高めていくかということを考えていくと、現状、これは材料リサイクルの割合をプラスチックの種類ごとに棒グラフにしておりまして、PE と PP については、右にあるとおり、大体 6 割から 8 割程度がリサイクルに回っている一方で、残りの PS、あるいは PET については、残渣に回っている量が比較的多いということが見られるかと思えます。現状、今の容リ協のルールですと収率 45%という条件を設定しておりま

して、これを少なくとも守るということがリサイクル事業者には求められているわけですが、他方でケミカルリサイクルになりますと右下の米印にあるとおり、材料リサイクルよりも収率としてはいい、リサイクル率としては高いというようなことになっておりますので、こういった観点で、リサイクル率を高めていくためにはどうしたらいいかというような観点もあるかなと思っております。

それから再商品化製品利用製品のところでございますが、現状はパレットあるいは再生樹脂と土木建築用資材というものなどに再商品化されているというのが現状でございます。こういった、現状を踏まえて、例えばEUでは、自動車や容器包装等でリサイクル目標が設定されて再生材の利用義務化というものが進められていると。まだ、施行されていないところもありますが、そういった動きがあると。日本の企業もEU側に輸出をする時には、こういったルールを守らなきゃいけないというようなことがあり、それから冒頭、三牧課長の方からもご説明ありましたけれども、資源有効利用促進法が先国会で改正されまして、再生資源を特定の製品、今議論しているのはペットボトルを除く食品や医薬品以外の容器包装、それから家電の四品目、それと自動車について、再生プラスチックの利用に向けた計画の策定や、定期報告が義務付けられるというような議論をしているというような状況でございまして、こういったとこにいかに関再生材を使っていくかということが、現状求められている、これから求めていくということになるというところでございます。

最後まとめでございますけれども、大きく、ご説明したことを3つにまとめさせていただいております。事業者の成長機会阻害という言葉を使わせていただいておりますけれども、処理能力が現状は逼迫しているということでございまして、その要因として、安定枠というような形で、全事業者に安定的に応札が確保しやすいような枠が割り振られているというところでございます。こうした設計によって、もちろん、いろんな考えの事業者がいますので、全部というわけではないんですけども、さらなる成長を目指すようなインセンティブが働きづらい仕組みにはなっているのかなと。あるいは設備投資を行おうというようなケースにおいては、特に処理費用が十分ではないというような、厳格な上限価格に起因して、その分、稼働率を抑えるというようなこともあったりということで、こうした、競争環境を一定水準低下させていることで、事業者の成長機会を奪っているというようなことが言えるのではないかと。それから②でございますけれども、品質の維持向上ということから採用されたこの総合評価方式は一定の効果があったという風に考えておりますけれども、本来、落札できるはずの落札可能量を制限してしまっただけで一定の競争環境が低下しているのではないかなというようなことでございます。それから2のリサイクル率でございますけれども、さまざまなリサイクル手法を組み合わせでリサイクル効率を高めるにあたっては、現状、まだケミカルリサイクルとマテリアルリサイクルが組んで、マテリアルリサイクルした残りをケミカルリサイクルに持っていったりリサイクルするとか、そういったような形でのジョイントでの入札、応札というのができないという形になっております。それから、3ですけれども、利用の用途というところで、パレットや植木鉢等の活用にとどまっており、その容器包装、あるいは自動車、家電等の再生材の高度な利用っていうのは、現状はなかなか難しいというような現状があるというところでございます。

こうした課題等がある中で、冒頭も申し上げましたけれども、足元の状況を踏まえて、今後、再生材の利用拡大に向けて、この入札制度を、どういうふうに見直すべきなのかということについて、皆様からのいろいろ忌憚ないご意見をいただければというふうに思っております。以上でございます。

○細田座長 経済産業省の方から何か補足はありますか？

○資源循環経済課長 ファクトとしては特段ないですけれども、厳格な上限価格というのは、やはり特定事業者の負担を適度なものに抑えるという意味では、それなりにワークしてきたのかなと思うのですが、一方で先ほど金子室長からあった、資源法の今回、改正の中で、再生プラスチックの利用を拡大していこうとしている中では、今後の再生プラスチックの質と量というのは、やはりプラスチックのユ

ーザーにとっても求められてきている中で、先ほどの処理能力の逼迫や、最後のページにあった成長機会、次のより質の高いプラスチックを作っていくというところ、そういう投資力を作っていくという観点で、今の制度がどうなのか、その制度を変えてそこを改善していくというのは、プラスチックユーザーにとっても、求められてきていることと感じていますので、今日は本当に忌憚なきご意見いただければと思っておりますので、何卒よろしくお願いします。以上です。

○細田座長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから自由討議に入りたいと思います。まず先ほど説明のありました、入札制度の課題1番目として事業者の成長機会の阻害、2番目として分別基準適合物及び分別収集物のリサイクル率、3番目再商品化成品の利用用途について、皆さんからご意見をいただければと思います。それでちょっと議論を実り豊かなものにするために、また発散させないために、デュープロセスの説明をさせていただいてないので、私から確認してさせてください。まず、これ何かを決定する場所ではないですね。まず、そこは大枠としてそうですね。

○容器包装・プラスチック資源循環室長 はい、今回はご意見をいただくということではい。

○細田座長 この場は何かを決定する場所、審議ではありませんので、専門家の皆さんの意見を集約して、いろいろ違いがあるかもしれないですけど、概ね一致したようなところで、皆さん、これから制度改正につなげていくと、そういうことですね。それでその時にですね。4点ほどちょっと境界条件を伺いたいんですけど、時間軸、いつまでにどうするかというのは、議論する 이슈によって違ってくると思うんですけど、入札はもう数ヶ月で始まるわけですね。ですから、その時までにはやっつけなきゃいけないことと、その先の議論を見据えて、内容によっては先にまで行くものとある、その時間の配分とか、時間軸をどう考えるのかというのは1点目です。2点目はこれとプラスチック製容器包装の入札制度を改善するとか、そのためにする議論をするということですね。その時に容り法の建て付けというのは我々にとって前提条件である。つまり、全国レベルで多くの国民に被益があるようなユニバーサルな制度であるということや、基本的な制度設計これはギブンであるということ。ただ場合によってはちょっと踏み込んだ議論しなきゃいけないこともあるかもしれない。それは許されているのかというのは2点目ですね。

3点目はプラ資源循環促進法があって、これと容りは、インターフェースがあるわけです。そうすると、2つの建て付けというのは、今はうまく同期しているように思われるんですけど、この議論によって、やっぱりこの同期しているインターフェースの部分がうまくできていないといけない。つまり一貫してなきゃいけないと思うんですけど、それでいいのかということ。

それから4点目はですね、このメンバーで容り協の方いらっしゃらないですが、容り協の方々、おそらく日々この入札制度のことをいろんな課題もありまして、苦労されていると思いますが、その課題の認識は、役所の方々が共有しているという前提でいいのか、つまりここに出された課題っていうのは、それを踏まえた上でという理解でいいんでしょうかねっていうこの4点をちょっとお答えいただいて、議論に入りたいと思います。よろしくお願いします。

○容器包装・プラスチック資源循環室長 はい、ありがとうございます。

まず時間軸の話でございますけれども、時間軸についてはもちろんどういう課題に対して、どういうふうに制度を持っていくかという中身によると思いますが、直近で言うと、年明けから令和8年度向けの入札が始まるわけございまして、そこに必要な手当なり変更っていうのがあればもうこの場でご意見いただいて、その入札に反映させていくということも考えておりますし、その先、再来年度以降に必要なことがあれば、そこに向けて、ご意見を踏まえて準備をしていくということかなと思いますので、そこは時間軸はあまり限定せずに考えていただければというふうに思っております。

それから2つ目の容り法をどの程度前提にするかというか、この議論のスコープですけれども、今回は、入札制度の見直しの入札制度の検討会ということではありますが、もちろん皆さんいろいろな考えや抱えておられる課題があると思いますが、今の容り法を前提にすると、もっとこうした方がいいのではないかとか、容り法だけではなくて、プラスチック全体の資源循環に向けてこうした方がいいのではないかとかというご指摘ももちろんあるかと思いますが、そこはあまりこちらとしても入札制度だけ喋って下さいということではないと思いますので、そこはご意見をいろいろいただければと思っているところでございます。

3 つ目は容器包装、プラス製品の同期のところでですね。そこは制度がかなり複雑になっているのですが、もちろん一体として、容り協は扱ってリサイクルを行ってはいけるわけですので、そこは一体として考える必要があるかなと。

最後の点につきましては、容り協ともですね。もちろん、検討会などのためにというわけでもなく、日頃意見交換しておりますし、まさしくそういった容り協との議論の中で聞いている課題とかも踏まえて、今回こう整理をさせていただいているということでございます。

○細田座長 はい、どうもありがとうございました。これで議論の境界条件がかなりクリアになったと思います。ありがとうございました。それでは、議論を早速始めたいと思いますが、これどうしましょう？1番と2番、3番、分けてやりますか？

○容器包装・プラスチック資源循環室長 一旦は全体を聞きますか？

○細田座長 多分、おそらく分離するということは、なかなかこれは相互関係しているので難しいのではないかと思います。それでしかもやはり皆さんの切り口が違うので、ちょっと 1、2、3 というのを念頭に置きながら、全体で議論した方がおそらくしやすいのではないかなと思うんです。いかがでしょう？

○容器包装・プラスチック資源循環室長 はい、わかりました。

○細田座長 はい、じゃあそのようにさせていただきます。それではこの1番、2番、3番、これ頭に置きつつですね。項目だけ、頭に置きつつ、それからもちろん派生したことも結構ですので、ご意見を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

いかがでございましょう。CLOMA の柳田さんが話したがついているように見えますので、どうぞ。

○柳田委員 細田先生ありがとうございます。まず、最初に課題感について CLOMA からお話しさせていただきます。

容り法が変貌する中で少し中期的なというか、そういう、時間軸での意見をとさせていただこうと思っています。本日のご説明に 6 ページ目の背景を入れていただいた、それがまさに資源有効利用促進法の改正のお話だったのですけれども、やっぱりこの関係性をなくして、容り法の今回の話ではできないのかなというのが、我々の考えです。CLOMA の課題感としては、容り法、その当初の目的ですよね。最終処分場の逼迫だとか、あるいは、焼却設備の不足といった所への対応、こういうその廃棄物削減の取組からまさに品質も含めていかにして日本型のサーキュラーエコノミーを構築していくかといったことに話が変わってきているので、ここの中で容り法をどう考えるかっていうのが本質なのだろうなということです。

そういった意味で言いますと、その背景において、CLOMA は現時点で、課題が3つほどあると思っています。1つ目が容器包装の再生材利用を推進するため、水平リサイクルを目指した再商品化を優先的に行うことが必要ではないかということです。それから、2つ目が、食品容器などに対応可能なケミカルリサイクルの活用を、これ、カスケード利用等も含めて、推進するべきであろうということです。それから、3つ目ですね、これらのその導入シナリオに対応可能な回収方法を自治体と、様々なサプライチェーンが協力しながら構築させていくということです。これらを全方位的な形で進める必要があるということです。

今日出していただいた課題は非常にとがっているのですけれども、その前提としてやはり廃棄物処理から、サーキュラーエコノミーに転換するっていう中で、まずもう少し大枠のことをどうするべきかという議論もその中では必要なんじゃないかなというのが、我々の意見でございます。

○細田座長 どうもありがとうございます。

ありがとうございました。初めに境界条件で入札制度だけではなくて、少し広がりがあったとしてもオッケーだということがあったので、まさにヒットしていると思います。ありがとうございました。

いかがでございますか。それでは岡野委員どうぞ。

○岡野委員 ありがとうございます岡野でございます。まずもって丁寧な課題の整理説明ありがとうございました。

私も同じ特定事業者の立場として、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会代表としてお話しさせていただきますが、柳田さんと被るところはありますけれども、現状の容り入札制度の課題っていう個別だけにとどめるのではなくて、やはり今回は先々の資源循環社会の転換に向けて、どのようにしていくべきなのかっていう、部分最適ではない形が望ましいのであろうなというふうに、立ち位置を自分なりには置いてございます。

その中において、今回 1、2、3 という形で整理いただいたのですけれども、もちろんそうすると 3 番の出口っていうところは大変重要で、そこが今、柳田委員からもあったような、もう一度水平という形で戻ってくるような出口も考えてほしいということであろうというふうに思います。一方で出口だけの議論ではなくって、そういう意味からすると、資源の油田みたいなものがこの PCR の現状の容りだとするならば、やはりその入口も、もう一度ちゃんと考え直した方が良い側面っていうのはあるのかなと。例えば、自治体様、それから各事業者も抜け漏れがなくて、みんなでその資源を有効利用しようよという形で、抜け漏れのないような形でもっと参画率が高まるような、場合によっては生活者もそういったところの入口の課題というものもないのかっていう視点もお持ちいただいたら、なんかより良くなるかなというのが 1 点目です。それから、もう一点は先々、資源循環というものを特定事業者の立場で考えたら、現状もこの供託金の右肩上がりが課題なのですけれども、やはり再生材を使いたいと仮に思ったとするならば、やっぱり安定した調達が確保できることっていうことと、やっぱり合理性のあるコストであることっていうことが、ユーザーサイドの視点としては大変重要になりますので、そこらあたりに向けて、どんなことが装置として組み込めるのかといったような解決策にもつながっていただけるとありがたいというふうに思います。最後、もう一点だけ申し上げますと、それを実現するために、例えば欧州のような上から強制的にやるといったような縛りをかけるってやり方もあるかと思うのですけれども、日本としてはいろんな各プレイヤーが協働的な調和型のなんかいい仕組みを用いてなんかこう背中を行政の方から押していただきながら、うまくより柔らかくやることを優先できないかなという願望は持っています。それでも動かなければ、最後は、強制的な施策っていうものもあろうかというふうに思いますけれども、柔和な社会転換がうまく図れるような今回の見直しができたらいいのではないかなというふうに思っております。すいません、ちょっと幅広くて恐縮でございます。

○細田座長 はい、どうもありがとうございました。割と間口の広い議論がスタートしております。結構だと思えます。いかがでしょう？ 三田委員どうぞ。

○三田委員 私も間口の広げた話をしようと思っていたので、今申し上げます。我々は最近、ケミリサの工場を動かし出したので、ケミリサの会社と思われているかもしれませんが、両方をやっています。それでそれはそのお客様市場の要求、これはリサイクルが大事だってお客様もいれば、もっと水平リサイクル、あるいは元々のものと同じ質のものがリサイクルでほしいって方もいらっしゃる、もうリサイクルなんてどうでもいいから、価格でという方もいらっしゃいます。そういった要求であったり、あるいはその製

品によってリサイクルのしやすさの違い、あるいはそのエネルギー消費、さらにコストと、これらを踏まえていろいろな手法を使い分けています。ケミカルリサイクルについては、先ほどの説明のように高炉還元剤、コークスとガス化とかありますけど、私どもの例えばポリマーをモノマーにする、あるいは熱分解で油化するといった、基本的に水平リサイクルができるようなものっていうのは、やっぱり、最近是需要が増えてきているなど。こういうふうに感じているところです。

今回のその制度の話もあったので、この問題提起のところ申し上げると、1つ目のところ、もちろん事業者の成長機会を伸ばして供給力を増やすって方向なので、この落札枠について見直すということ自体は当然、制度としてより効果的な、特に材料リサイクルについてだと思いますが、材料リサイクルを効率的なものにしていくっていう意味ではいいと思いますし、あとその種別ごとのリサイクル率を踏まえて、その適当なりサイクル手法を組み込むって、これもその合理的な議論だと思うのですが、ただ、この入札制度の枠内だけでやってもなかなか難しいなど。その一つはやっぱり出口。先ほどのお話かもしれませんが、出口で例えば再生材の質とかコストとかをちゃんと顧客や消費者が受容してその市場を広げていくという、市場の議論が必要だと思います。

私たちににとっては、入札はあくまでその原料調達の問題、その廃棄物をどうするかという前に原料調達の一手段に過ぎないっていうことになってしまいます。ビジネスが成り立つかどうかというのは、結局、事業者側がその再生材をコストも含めて、きちんとその価値として認めていくって市場があるかどうかということにありますので、3番目のところには、利用用途について問題意識をお示しになっていますけれども、その今言った水平リサイクルについても、やっぱりそのコストに応じた市場ができてくるというようなことでないと、中々難しい。入札制度は基本的にその用途に関係なく、安くコストを下げることで、これはこれで意味はありますが、やっぱり出口の部分があります。あと一方でやっぱり入口の部分もその用途や、やり方によってだいぶ異なってくるので、すべてリサイクルを全部まとめて言うのでは、なかなか量が増えないとすれば、ある程度例えば廃棄物の規格化であったり、あるいは収集分別の仕方とか、そういったところも含めて、その制度をつくって、いろんな用途に対応できるようにしていくというのが大事なことです。ちょっと最後は幅広い話になってしまいましたが、やはり入札制度自体とは別に、全体をもう少し考えていただければというふうに思っております。

○細田座長 はい、どうもありがとうございました。偶然、柳田さんから時計回りになっていたもので、それでははい、松本様。

○松本委員 はい、松本です。次は私の順番だと思いながら聞いておりましたが。じゃあちょっとコメントというかですね。我々ですね、日本製鉄の中では先ほどもありました、コークス炉化学原料化法でケミカルリサイクルをやっている会社でございます。ケミカルリサイクルっていうことを、活用みたいな話も先ほど出ていましたけど、ぜひぜひそのサーキュラーエコノミーの中で、我々の技術を使って我々としても貢献していきたいというふうに思っていますので、それは引き続きやっていきたいというふうに思う中で、今回3つの点を提示いただいています。1つ目の入札に関しては、我々、今も入札に参加して、実際に実行しているわけでありませうけれども、そういう点ではこういう見直しがされるということについては、特に異論はないというか、我々としてもしっかりなんというんですかね、インセンティブを持ちながらですね、やっていければというふうに感じながら、お聞きさせていただきました。ちょっとコメントめいた話で申し訳ございません。2つ目のリサイクル率。これは、過去から課題になっているというふうに聞いています。やっぱり、マテリアルですね、残渣をどう使うかというのは、ひとつの課題だというふうに思っていて、確かに入っている成分からして、我々が活用することも可能かなというふうに、今思いながらは見ていました。ただ、そのための制度をどうやって作っていくかというのは、ちょっとなかなか難しいところがあるのかなというのと、一番の課題は今、ケミカルが持っている 85%の歩留まりは、多分確保できないので、

いわゆるその辺から見直しをするということも含めて、ジョイントの組み方をどうするかであり、またジョイントを組むにあたっては、契約であったり、お金であったり、荷姿であったり、いろんな条件があると思うのですが、そこは、個別に各社でジョイントについて、詰めていけばいい話なので、逆にそこは制度としては必要はないと思います。ただ、いわゆるその容り法であったり、廃掃法を含めて、そのジョイントを組むときにここだけ押さえておくということは、ぜひとも制度として決めておいたほうがいいのではないかなというふうに思っています。ちょっと具体的に、今、アイデアが浮かばないですけど、その中の一つが先ほど言った歩留まりなのかなというふうに思っていますので、また進めていくにあたっては、ぜひ一緒に議論させていただければというふうに思います。最後の、再商品化製品の利用ということに関しては、我々も一応、スチレンとかを、最終的には製品としているというところもあるのですが、こうすることで、サーキュラーエコノミーという観点での、見える化みたいところは、必要であれば一緒にやっていければというふうに感じています。それを結果としていろんなところに反映できるのであれば、そういう形になればと思っています。ちょっと私もモヤモヤとしているところはあるのですが、進めていくべき課題かなというふうには思っています。はい、私から以上でございます。

○細田座長 はい、ありがとうございました。それでは、三井委員お願いいたします。

○三井委員 はい、発言の場を設けていただき、ありがとうございます。

まず私どもの団体の説明をしますが、容りの登録事業者の 34 社のうち 27 社が加盟しておる団体でございます。令和7年度の落札結果を見ますと、材料リサイクル約 50 万 t 落札しておりますが、そのうち 43 万 t、いわゆる 86%のシェアを占めている団体でございます。直近の課題ということで、当事者になるものですから、直球の意見とあと将来像に向けた意見とこの二つがあるということを大前提に聞いていただければというふうに思います。

まず一番の問題ですけれども、現状を知っていただくという意味で、国家を上げての取組でもあって、人材不足、確保のための継続的な質上げ、電気代、運送費、燃料費などの物価上昇、設備投資という点で、既存設備においては部品交換代、オーバーホールを含む修繕費の上昇、製品プラへの対応、品質向上とリサイクル率向上のための一部改造費の必要性、新規設備においては、増設新築で容リプラのみならず製品プラの対応、受入量の拡大、その中でのプラント代、建築費の大幅上昇とありとあらゆる面で物価が上昇しており、安定的な事業の運営に支障をきたしております。事業の継続が困難な状況に直面しています。また、今後収集量が増大していくことへの対応のための設備投資もできません。よって厳しい上限価格を撤廃していただき、新しい制度設計をお願いしたいと思います。このことは会員 27 社の総意であります。

二番目ですが、今現在の評価方法で 30 社以上が 70 点以上であり、かつ本評価制度が必ずしも市場の要求品質と一致していないとの意見が多い点と、10 ページにも書いてありますように一定の品質の確保につながった一方で本来落札できるはずの落札可能量を制限してしまっている点を踏まえれば、総合評価方式を廃止していただきたいと思います。2番にあります、ケミカルリサイクル、マテリアルリサイクルのジョイントグループ制度は、そういう点では技術的には可能であると考えられますが、コスト面いわゆる価格転嫁できるかがポイントになるのではないかと考えています。

最後に利用用途であります。今までの販売先が大事な利用先であることを前提として、業界団体として自動車設計廃車管理における持続可能性要件における規則案並びに令和 8 年 4 月施行予定の改正資源法という背景の中で、私ども団体の設立趣意の一つでもある、この分野に質と量を安定的に供給する担い手となる必要があると思っており、そのためにはコンパウンドメーカーならびに動脈産業の方々のとの強い連携協力は必要不可欠であると思っています。業界団体としてチャレンジしていきたいと思っています。以上です。

○細田座長 はい、どうもありがとうございました。それでは吉岡委員にお願いします。

○吉岡副座長 はい。どうもありがとうございます。非常に大きくなっていうか、全体的なところはもう皆様の方、おっしゃっているところがありますので、そこではなく、もう少し直近的など言いますか、その辺のお話、具体的などところで少しコメントと言いますか、意見を言わせていただきます。

まず、二番目のところにあるリサイクル収集物の話であるとか、リサイクル率とかいうところで、マテリアル掛ける何リサというような、ここに具体的にはケミリサというのが出てきますけれども、ジョイント制度というもので、そこを今後検討できるような方策があるのであれば、そこについての前倒しというわけではありませんけれども、そういったことも今年度あたりからですね、ある程度見せるような形でやっていただいてもいいのではないのかなと。ただ、現実的にはケミリサというのはなかなか動いていない部分がありますけれども、少しそういうところも意識したようなことでマテリアルを含めた、そういったような制度上のやり方というのは、評価すべきところかなというふうに、思っております。

それと、リサイクルした製品そのものに対しての評価のところですね。例えば、今までは、いわゆる土木資材であるとか、いわゆるそういうところで使われてきているのが圧倒的に多いというところであり、例としてもそういうのが出ていますけれども、やっぱ今後、自動車というのも当然ターゲットにはなるんだと思いますけれども、その他にも容器包装材としての使い方とか、そういうものを積極的にできるような、リサイクルということをしているところに対して、ある種のインセンティブと言いますか、評価というのを少し重きを置いてもいいのかなと。これによって、様々な分野に対してのリサイクル材の、もちろん量を集めないといけないとありますけれども、適用性というのが広がっていくというのを期待するという、そういう部分も含めた評価というののもあっていいのではないかなというふうに思っております。

あと、ケミリサもそうなのですけれども、いわゆるリサイクル材そのものを価値化するという、そういう意味合いでの意見というふうにとって頂ければというふうに思います。それとよく言われるのがマテリアルで使ってあとの残り数に相当する部分をケミリサが引き受けるみたいな形がありますけれども、もちろんそれはそれであってもいいでしょうし、場合によってケミリサの方が優先され、優先っていうか、選ばれるということがあって、その残渣物がひょっとしたらマテリアルの方でという風になかなか厳しいと思いますけれども、あり得るとすればですね。やっぱリサイクルし、何かしらのリサイクルをして残った残渣物と称するものをきちんとリサイクルできるような事業を持っているところが、いわゆる評価というところに入ってきていいのではないかと。これは先ほど申したいいわゆるジョイントグループというものを認めていくというのに対しては、評価されるべき点であるのかなというふうに思ったところでございます。

あとは、自治体でどうやっていっぱい集めてくるとかですね。今施設としての受入量というところと集める量というのがほぼほぼイーブンになりつつあると、じゃあその数字で十分なのかっていうとおそらく世界的に見ると、そのところはまだまだ足りないというところでもありますけれども、そこを両輪で見ていくためには、やっぱり突くべきところというのは入口と出口とかありましたけれども、そこをどういうふうに拡大と言いますか、展開していけるのかというような形にさせていただけるのであればなというふうに思っております。すみません、少し直近的なところのお話ということでフォーカスして、意見を言わせていただきました。以上です。

○細田座長 どうもありがとうございました。金澤委員お願いいたします。

○金澤委員 はい。全国都市清掃会議の金澤でございます。本日は会場に行けなくて申し訳ありません。私からは資料の4ページにございました、再商品化事業者の処理能力と市町村の申込量の関係につきましてコメントをさせていただきたいと思っております。

今回、プラスチック製容器包装の再商品化入札制度の検討会ということなのですが、昨今、全国の市町村では、いわゆるプラ新法に伴ういわゆるプラスチック製品の分別回収も全国的に本格化をし

てきております。特にこの令和 6 年から特に令和 7 年にかけて本格化してきているという状況の中で、どのようにその集めたものを資源化するかといいますと、一つは認定事業者ルート、もう一つは、いわゆる容リ協ルートがあるわけですし、こういったものにつきましても今後、再商品化をするために、分別が進んでこれば集まってくると容リ協ルートに乗ってくるということになってきますし、全国の市町村の皆さんと意見交換をしますと、多くの市町村がやはり容リ協ルートに乗せて再商品化をしていくということでございますので、ぜひ再商品化事業者の方々の処理能力というものの、また、既存事業者の処理能力の増強、新規の事業者の参入の促進などを念頭に置きながら、今回の色々な議論をしていただけるよう、私からお願いをしたいという風に思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○細田座長 はい、ありがとうございます。

それではここで一度ですね。私のまとめではないですが、今、金澤委員が奇しくもご指摘されましたように、私も先ほど申し上げましたが、プラス資源循環促進法と容リとのインターフェースということで、回収のルートが広がったわけですね。33 条をどういうふうにするか、容リ協ルートともう一つ大臣認ルートですか？2つのルートがあって、これをどう使い分けるかということで、間口は広がっているのですが、少しずつ広がっているということで。そうするとこの入口の問題をうまく利用して出口とつなげなければいけないのですが、これがなかなかうまくいかない。うまくいかないポイントは何かということ、再生品が改正資源有効促進法で定めるような形でうまくいくのかどうなのかがまだちょっと不安があるということですね。そこで問題なのは入札制度の中で一つ総合評価制度があるのですが、これが果たしてどう機能するのか、機能していないのではないのかという御指摘がありましたけど。だとしたら、この再生品がうまくできれば、水平利用という言葉は柳田委員おっしゃいましたけど、水平利用ないし、うまくケミリサでもいいのですが、回るようにするためにはどういった評価をすればいいのか？総合評価方式はダメだとするならば、例えば僕はわかりませんが、今思いつきで言いますと、再商品化事業者がその品質に対してある一定の報告義務を負ってどれぐらいの、例えば水平リサイクルしたとかを報告する義務を課すとか、もう一つのアイデアもこれ思いつきで言っていて申し訳ありませんが、いろんな形で評価とつなげるようなこともできるのかもしれない。そうすると、入口と、出口が少しずつつながる可能性が出てくるということ。それからもう一つは、先ほど議論がされています、上限価格の問題ですけど、この容リの入札制度のポイント是非常に難しいのは、そういうリサイクルの質を担保しながら、なおかつ、ここでは成長と書いてありますけど、ちょっと私、経済学者としてはややこの言葉は違和感がありまして、今の入札方式は本当に効率的な形で再商品化事業者の機能を強めているかどうか、間接的にはそれは成長になるのでしょうか、そうするとどうもそうではない。この安定枠と競争枠、自由枠でしたっけ、競争枠でしたっけ、その組み合わせであるとか、ケミリサとマテリアルの按分の問題ですとか、この辺が効率化を阻害している面がなきにしもあらずなので、ここはやはり検討する。どう直すかを別途検討する必要があるかなと思います。それからもう一つ気になっているのは、この制度があまりにも複雑になって二段階競争ですね、安定化枠を決めて効率化枠で競争して、さらにケミリサとの関係、ここでまた一般入札枠になっていくという、そうすると多段階な形になって、しかも上限価格があると上限価格を推察しながら、応札するから何回も入札が繰り返されるということを伺っておりますけど、こういう形で本当に効率化が進むのであろうかということで、そこを見直す必要もあるのかもしれないということをちょっと今の議論の中から感じました。私は手探りで、かいつまんで私の意見を述べさせていただいたということであります。ここまでの段階で、両省から何かコメント、あるいはお答えすることがあれば、よろしくお願い申し上げます。いかがでございましょう。

○容器包装・プラスチック資源循環室長 はい、ありがとうございます。

非常に大枠の話と今の足元を見た現状の話と両方いただきまして、ありがとうございます。いずれも

本当に、もっともだなというふうに感じました。まずその入口の話を見ると、製品、容器包装をどう作っていかってという話かもしれませんが、現状は事業者の供託金の部分もプラスチックの使用量に単価をかけて負担いただいているというところになっていますけども、その辺も含めたことも、資源法で定期報告をして使用を促していくということ以外に、この制度の中でも容リ法の中でも、供託金のあり方も含めて考えないといけないのかなというふうに感じたのと、あとは自治体の方も、徐々に製品プラの一括回収をしている自治体も増加しており、足元だいたい人口カバー率で言うと、4分の1の市町村が一括回収しております。そこまでドラスティックにはまだ増えていませんけども、毎年少しずつ積み上がっているという状況でございまして、そうなるとおっしゃるとおり、リサイクル事業者の能力っていうものをさらに増やしていこうという中で、現状においても逼迫していますし、今後の市町村での回収量を増やしていくということを考えると、さらに、処理能力も確保していかないといけないという中で、やっぱり自治体としても製品プラの一括回収をしていくにも、ある程度、製品プラの部分は自治体の負担で処理をしているわけですので、リサイクルのコストをどう効率的にしていくかという話と、リサイクル業者の参入や、特に保管施設を持たないような自治体においては、認定ルートを通じて、リサイクル事業者に直接持ち込むというようなことも必要だったりするという現状がありますので、リサイクル事業者の拠点をどう地域に増やしていくかということも必要になってくるのかなというふうに考えておりまして、そういう意味でリサイクル事業者のコストの効率というか、安定的に一定量を処理してその分を投資につなげていって、全体でその量を稼いでいくという中で、できる再生プラスチックの品質というのも、ある程度高品質なものになっていくのかなというふうにも考えておりますので、そういう意味で、リサイクルの体制をどう作っていくかというのは、市町村のところでは、回収量をいかに増やしていくかということにも直結してくるのかなというふうに思っております。あと、再生材の利用拡大に向けては、経産省の方からは是非コメントいただければというふうに思います。

○資源循環経済課長 再生材の利用拡大のところ、私も7月に来て、まだ勉強しているところでありますが、やはり需要を見える化して、掘り起こしていこうというところで、資源法を改正したと一方でやはり供給がある程度見えてこないと需要の方もやりづらいというところで、両方をうまく育てていかなきゃいけないという意味では、今回、足元を議論し、また、来年になると、またその状況も変わってきて、さらに、実際にこの世界が動くことで、やはり地域ごとに需要と供給というのをマッチングする必要があるのかなと遠くなると、その分またコストが上がってきたりするので、本当にこう丁寧にやっていく必要があるのかなと思っているので、そのあたり、我々もしっかりと、この制度の中だけで多分うまくやれないと思うので、今日頂いたちょっとその外のこの制度以外のところの全体の話っていうのは、並行して、しっかりと議論していきたいなと思います。今回、資源法もそれぞれどのくらい使いますかという計画を立てて、それについて報告するというので、CLOMAとも議論していて、やはりどこかで政府として目標を立てるべきじゃないかという議論があり、そこに持っていくためにも、ある程度やはり供給と需要の両方がある程度見えてきて、やはりこの目標だったらいけるかなという時、我々もさらにもう一段階政策を強めて、規制と当然支援両方やっていくという、早めにそのステージにたどり着けるように、やはりスピード感を持ってやっていきたいと思っていますので、またちょっと今日いただいた宿題しっかりと検討して、また第2回だけでなくまたいろんなところで議論を深めさせていただければと思います。

○細田座長 はい。それではまだ時間は十分ございますので、セカンドラウンドに入りたいと思いますが、ちょっと論点を少し絞らせていただいて、三井委員の方から上限価格を廃止してほしいというご意見がありました、あまりそのそこだけにちょっと議論を集中させたくないのですが、そこも重要なポイントではあるので、その何かというと、今要するに市町村が回収した量と処理能力がだんだん拮抗してきている状況で、これで応札をする場合には、価格がせり上げられてしまう。で、これは実はコストと関係なく

上げる可能性はこれ、本人が善意であろうとなかろうと、これもう経済学の基本的なもう定理でありまして上に上がってしまうわけですね。

そうすると今度は効率的ではなくなる可能性があるのですが、上限価格というものが設定されていると私は理解しているのですが、ただそれが三井委員のおっしゃったように現状と照らし合わせる時にはどうもこう合っていない可能性があるという。そうすると、先ほど投資をする時にも費用がかかるということでした。だけど、処理能力を増やしたいけど、増やせないじゃないかという、こう入口の問題、出口の問題と需給の問題とが重なってくるわけですね。そこを問題点として一つクリアしなければいけない、ただし、一方で効率性を担保しなきゃいけない。ではどうしますかということで、それでもう一つ、クオリティを保つために総合評価方式があったのですが、それがあまり現状とは合わないのではないかと。ただ、それがなくなってしまうと、今度は一体その再商品化事業者のクオリティをどうやってチェックするのですか、とか、あるいはこの本当にそれが需給バランスでクオリティがあったような再生品が出てくるのですかというのは、担保ができなくなる可能性もあるので、その競争とそれから質をどう担保するかという点、これをちょっと少し皆さんの知恵を拝借したいと思うのですが、ここについてはいかがでございましょう。これ、三井委員がはじめ、その問題を提起されたので、ぜひ、ご知恵があればお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょう？

○三井委員 なかなかしゃべりにくいんですけど、はい、多分ですね、おそらくこういった分野に、例えば今まで私たちが販売していない分野、先ほど言いましたような新しい分野に、どれだけこれから供給していくかっていうことが求められていて、それは私たちだけの努力ではなくて、あくまでも、先ほど言いましたように、コンパウンドの技術であったり、その動脈の方々がどこまで降りて来られるか、要するにこれじゃないとダメ、この品質じゃないとダメって言うと物事は進まないのはよくわかっております。ですから、その部分でどこまで降りてこられて、私たちがどこまで上がっていくか。そこでマッチングしたところにこう視点を置くと、例えば私たちが作ったものが販売されましたねということをもって品質が良いものと確認する。今の分析ではなくて、どこに使われているかという分野で、例えばそのインセンティブを働かすとか、これは団体の代表ではなくて、個人的な意見として聞いていただければと思うのですが、そういった観点も、ありではないかなというふうに思います。そうすると納得するし、見える化、まさしく見える化ですね、自分たちが分別したものが自動車部品に変わりました、その車に私が乗っています、まさしくこれが見える化だと思うのです。そういったものを積み上げていくべきではないかというのは、これからの将来像ではないかというふうに思います。それが本当の意味の見える化ではないかと思っています。以上です。

○細田座長 はい。再生材がどこに使われているか、それが可視化されること。なんか報告しなきゃいけないのでしょうけど、システムは別として可視化をするということでね。それによって、これまでやってきた総合評価に変わるような形のクオリティチェック品質チェックができるのではないかと、そういうご意見ではないかと思いますが、これ CLOMA の方はどうお考えでしょうか？

柳田委員 お願いいたします。

○柳田委員 はい、今の三井委員の意見に同意いたします。理由はですね、例えば、ユーザーが水平リサイクルしたいという話になるとします。そうすると、おそらく今持たれている物性表だとか、カタログ的なものでは全く使えないというちょっと語弊がありますけれども、例えばと寒冷地で販売しているものの容器が低温に耐えられるかどうかというの、実際にサンプルを作って、落下試験などをして、割れるかどうか見ないとなかなか品質を判断できないんですね。ユーザーはそういう経験をかなりしています。例えば、倉庫での座屈だとか、あるいは海上輸送などもそうです。動脈と静脈が情報のやり取りをしてサンプルなんかも作った上で、品質評価をしていかないと、結果が出ないんです。これを総合的評価の

テーブルに全部入れようというのはかなり無理があるのではないかなと思います。SIP でも、そういったことをやられていると思うのですけれども、評価の仕方を、かなり綿密に作り込む、それがもしダメなら間接的に、そういう評価を得たところでこういったところに採用されましたという情報でそのやりとりの確からしさを担保するっていうんですか、そういったことはすごく意味のあることだと思って、今お聞きしていました。そういう意味でも、最後、動静脈連携がすごく重要でとおっしゃったのですけれども、私もものすごく重要で、そのところをどう形にしていくかっていうところがポイントじゃないかなと思います。

○細田座長 はい、ありがとうございます。今柳田委員のおっしゃったのは2番と3番がかなり重なったということだと思いますね。これ、三田委員、ケミリサの観点からね。今の議論の続きで評価というものが、ケミリサも収率が非常に問題になると思いますが、その収率の問題を考えて、ケミカルにこれぐらい入って、このようなものが出来たというとき、再生材に関してケミリサはかなりいいものができると思うんですけど、その評価は当然見える化っていうのは、ケミリサの場合、どういうふうに見たらいいんでしょう？

○三田委員 はい、今伺っていて見える化ってある種、事後評価っていうことですよ。多分、事前に評価していくのはそう簡単ではないと思うので、今まさにとおっしゃったように対話を通じながらやっていくというのが現実的なやり方で、我々もお客様と話をしながら、これ使ってもらえた、いやうちの品質はってこういう品質と逆の対話のやりとりをずっと続けるので、それを先に決めるのは難しいと思うので、今みたいなやり方だったら。ただあえて言えば、そのやり取りをする中で仮置きしては変えていくっていう、そのリボルビングの仕組みがあるのであればあるのかもな、と思いました。

○細田座長 はい。どうぞ、岡野委員。

○岡野委員 すいません、まずちょっと今言葉の確認をさせていただきたいのですが、ケミカルリサイクルって言葉が2種類走ってる気がしていて、コークスとかの方のケミリサと再生材のケミリサと両方混ざってる気がするんですけど、そこは何かこの枠組みの中で言葉を分けませんか？

○細田座長 じゃあちょっとディフィニションとしてこれ、環境省、経済産業省でもいいですけど確かにケミカルって言ってもね、ポリマー・モノマーにする話と、それから高炉還元、全然違うわけで、今何種類あると考えればいいですか？

○岡野委員 大きく分けて現状の容りでやってらっしゃるようなコークス高圧高炉還元みたいなものと、それからケミリサ再生材との二つかなと思うんですけど。

○細田座長 じゃあ、それをそうですね、再生利用と高炉に戻すと言えると、そういうものですね。

○岡野委員 はい、ありがとうございます。ぜひその整理はして議論したいですという前提で、今ちょっと皆さんのご意見を伺っていて、ちょっと大変失礼な言い方になるかもしれませんが、おっしゃってることはわかるけど、リアリティがないなっていうふうに若干思っていて。正直申し上げてですね、やはり本来の従来の容りっていうのは、非常に大切な役目として、廃棄物の最終処分場問題を解決していく上において、大変なご努力をされて、いろんな用途を作ってこられたって、これ事実だというふうに思います。

でそういう意味で、今回資源循環の方にも新しく出口を求めていって、我々ユーザーの方も使えるようなものの財源っていうかなんていうのでしょうか、資源のありかにしたいというふうなことを仮に考えたとするならば、上限撤廃とか全然していても構わないんですが、その上で本当に海外とかと比べて競争力があるのかなっていうふうなことも思ってしまうと思うと、やっぱり今二つ話題になっていた、上限価格の話と、それから事前のチェックリストの話とっていう観点からすると何が問題で今議論してるのか、ちょっと僕わからなくなってきたなと思います。それはやっぱり容りっていうものの、従来目的に今回の資源循環っていうものが加わった時に、これをなんとか活性化しようとしたら、今これが邪魔なのかどうなのか

っていう視点で議論した方が、今足元の課題だけで議論するよりかは前向きなんじゃないのかなと。再生材を得るためのケミカルリサイクルっていうところをもう出てこなきゃ分からないって言いますけれども、実態いくつかの会社が努力されているのを見ていても、神様のようにどんなものでもぶち込んだら綺麗なものが出てくるわけでも全くなくて、結構難しいっていうのも技術的にも存在していることを考えると、あまりバラ色すぎる議論は何も生まないかなってちょっと思っちゃったんですけど。申し訳ありません。

○細田座長 いえ、とんでもない。そのようなご意見があろうかと思って、この時間軸の問題をはじめに私お伺いしたわけですよ。今、とりあえずと、とりあえずということはいけないですけど、入札が数ヶ月後もう始まるわけで、そのために例えば効率化の問題であるとか、今再商品化事業者が持っている費用の三井さんがご指摘されましたけど、とてもこれではやってられないし、それで回収量が増えた場合に投資ができるかという、そのような状況にないという。そういう効率的な問題をどうクリアしていくかという直近の問題、それが今の入札制度に合っているかどうかだから、それを至急合わせなきゃいけないという問題と、入口と出口をつなげて改正資源有効利用促進法の精神になかったような形でサーキュラーエコノミーを作っていく、柳田委員も三田委員も指摘されましたけど、そうしたより高度な CE のための需給バランスを合わせるようなやり方っていうのは、これもうちょっと議論をしないとけない。岡野委員が言ったように、今、直近ではリアリティがないのはあって、でもこれやらなきゃいけないことでは間違いないわけですね。その時間の切り分けをしていくことが大事だなと思ったので、私、そうさせていただいたんですけど、そこをやはり、役所の方もよくお考えになって、ペーパーを作る時にこれから作られるでしょうから、今できることやらなければならないこと、その効率化の問題だとか、入札制度の問題、将来それを入口出口につなげていく。でも、回収量の増加が目に見えているわけですから、これいかに対応していくかっていうことを、段階を追って時間軸の中で解決するということをぜひこう頭に置いていただきたいと思います。これいかがでしょうか？

松本さんどうでしょう？ 高炉の方のケミカルは。

○松本委員 そのとおりというか、なんていうんですかね、我々先ほどちょっと言っているのは、高炉というか、我々コークス化学原料を使っているんですけど、決して材料が全部燃料になってるわけじゃなくて、その 40%はさっき言ったサーキュラーエコノミーに関わる製品に変換しているということもあるんですね。それがきちっとこう回っている、こういうふうに回っているっていうのを知らしめたり、それがインセンティブになるっていうことは、必要なことだし、まさにそれが今求められていることなのじゃないかなというふうに思うので、ちょっとどういう仕組みでそれをやるかということですね、いろんな議論があると思います。今、色々、そのカーボンニュートラルとか、いろんな観点からも、そのいわゆる入口から出口のこう認証制度みたいなものっていうのは、いろんな形である中を参考にしながらですね、使っていく。かといって非常にそれが重たくなると、また、障壁になっていくので、どういう形でサーキュラーエコノミーというものを評価できる仕組みを作るかっていうのは、ちょっと議論が必要かなというふうに、多分、いろんな出口がある中でもですね、あるのではないかなというふうに、感じながら聞いてました。すみません、ちょっとこんなご意見で申し訳ないですけど。

○細田座長 はい。いいえ、結構でございます。その評価の問題も今おっしゃったように、カーボンニュートラルであり、かつサーキュラーエコノミーに資する形の評価ということ、とそれから今、入札を直近で変えるとしたら総合的評価、これが合わなくなっているとしたら、そこをどういうふうに変えていくかという効率化の今やらなければいけないことと、これも切り分けないと。だけど切り分けたからといって、今やったこととか将来が矛盾しちゃいけないわけですよ。これ、なかなか難しい問題だと思うのですが、これも解かなきゃいけないことだと思います。はい、どうぞ吉岡委員。

○吉岡副座長 はい。直近の話、時間軸の話がどういうふうに捉えながらということなのですが、私、こ

こにある総合的評価、総合的評価の評価項目の一覧っていうのがここに出てますけど、ここがある意味ポイントだなと思っています。というのは、将来的に何を目的にしていくなのかって見据えた時に、この評価項目にどういうことを入れるのかというのがある種のメッセージになってくるのかなと。現実的に今、この評価項目というのが最初にあった時と、今後でどれだけ違うのか？もう、ベースが多分違うのでということなんですが、ちょっと確認なんですけど、評価項目というのは、これは毎年毎年ちょっとずつ変わってるんですか？

○容器包装・プラスチック資源循環室長 項目はずっと、途中で変更はあったとは思いますが、基本的に変わってないです。

○吉岡副座長 基本的に変わってないということは、やっぱりベースとすると、最初にそのやり方ができた時の埋立処分場の逼迫の問題であるとか。そういうところをどうやって解決するのかというのがどっかの思想に多分あるような気がして、そうした時に今考えなくちゃいけない評価項目の方向性というのは、サーキュラーエコノミーであるとか、あるいはそうやっている事業者の人たちがこれをやることによって、どれだけ新しい産業をつくっていけるのか、というようなそういう方向性を示す評価項目であるべきだろうなというふうに思っているんですね。その時にこれがどれだけ違っていて、どれだけそこに組み込める内容があるのかっていう再整理的な、この全部は無理だと思んですけども、少なくともやり方全体を云々というところはなかなか難しいとするのであれば、せいぜい直近のところでいじれるのは、将来メッセージも含めて、この評価項目の中にどういう評価をしていくのかっていうのがポイントなんじゃないかなというふうに思っているというのが私の意見であります。例えば、量をやっぱり集めないといけないとか、さっきの上限価格の上限設定云々というような話もありましたけれども、基本的にそういうところというのは、ある一定量があった上で、どれだけ自分たちがそれを獲得して事業できるのかというところで決まっていけば、やっぱり今一般系から出てくるようなプラスチックとして、おそらく数 100 万 t あるような、ポテンシャルのある中で 70 万 t しか集まっていないというのは、あまりにもやっぱり少ないと。そうしたときにどれだけ集められるのかということを考えたときに、僕はやっぱり地域循環、環境省がやっていますけども、地域循環性みたいなポイントっていうのも一つ大事だと思うんですね。というのは、自治体全部がこれに関与しているわけではないのですが、やっぱりそういう人たちが、そういう自治体もここにちゃんと関与してきちんと集めてこられるような、あるいはこれに乗ってやれば、自治体もハッピーになるような制度であるべきだなというふうに思っています。そうした時に一番はやっぱり地元で、プラスチックを出してもらった住民の人とか、そういう人たちがどういう形でリサイクルできるのかということを見える化しておく必要があったときに、地域循環性みたいなものっていうポイントというのは結構大事なんだろうなと思います。ただ全部がそれでいけばということではなくて、例えばケミリサミみたいな形でもうちょっと大規模にやらないといけないところはかなりいっぱい集めてこないといけないでしょうけれども、少なくとも自分のところで出したプラスチックがすごく遠くまで運ばれていくような状況であるとかです。せつかく地元でこういうリサイクル事業をきちんとやっている企業があるのに、そこに持っていけてないというのは、やっぱり皆さん集めた意味がわからなくなってきたら、やっぱり本当にポテンシャルあるものが集まらなくなってくると。だからそういうことも少し意識しちゃうような形でこの総合評価の中に何かそういうポイントも含めた項目というのが、ひょっとしたら必要なのかなというふうに思いますので、ちょっとこのところを少し直近的なところを、かつ少し将来に対するメッセージ的なところとして考えていくべき考えていくということも大事なのかなということなのでコメントさせていただきました。

○細田座長 はい、ありがとうございました。今のご意見は、将来を見据えた時のこの評価基軸っていうのはどうあるべきか、特に環境省が強調される地域循環共生圏ということもありますし、そういうことを念頭に置いた場合にはやはり大量に集めるこれから集めることがある。そうすると、市民の皆さんにやは

り説明責任がなきゃいけない、わかりやすくなければいけない、そういう面も評価基準としてあっていいのではないかという、ご指摘だと思います。

この点について環境省の方どうでしょうか。

○**容器包装・プラスチック資源循環室長** はい、そうですね。おっしゃるとおり、住民に対して分別してくださいと呼びかけている自治体にとっては、また容器包装に戻っていると、そういった説明をわかりやすくしていくことが、じゃあ分別しようかなという気になってもらえるということだと思いますし、自分たちの身の回りに使っているものに変わっていますよということを訴えていく上では、重要な観点だと思います。この総合評価方式をどうするかという話ですね。先ほどから議論しておりますけれども、上限価格がなくなるとしたら、事業者の成長につながるような仕組みにしないといけないという中で、この評価方式を使うっていうのも一つはあるかなと思いますし、これが落札可能量を限定している一つの仕組みであるのでこれを何とかしないといけないというふうには思っていますが、再生材を水平リサイクルであったり、自動車、家電等に向けていくことを考えた時に、リサイクル事業者の今後の成長見通しというか、成長のための設備投資などに振り向けていくことをどう担保していくとかというのをこの制度の中でどうしたらいいのかっていうのが一つ重要なところかなというふうには聞いていて感じました。この評価方式を使ってもいいですし、また違う形の何か運用上の仕組みというか、事業者としては、上限価格なくなったけども、このリサイクル事業の中での費用のやりくり等を含めて、それをどういうふうに成長につなげていくかということはどう考えているかということをしつかり確認していくことも必要なのかなと思います。

○**細田座長** 三牧課長どうでしょう？

○**資源循環経済課長** この項目を、ずっと変えてないことは一つ問題だと思うので、この制度をどうするかというのは、議論したらいいと思いつつ、先ほど細田先生がおっしゃったように、効率化と質を求めていくというのを全部この制度の中でやるとまたやはり複雑になると思うので、やはりその辺の整理、先ほどの上限価格の話もあったと思うんですけど、今コストが上がってきて、上限価格でやっていると本当にもう回りませんという世界とやはり上限価格をなくすことで、やはり設備投資余力とか、さらに成長の余力の両方の目的が一つの手段の中に今入ってしまったらして、多分足元、先ほど時間軸の話としては、もう今年の入札に向けてやはり上限価格をできれば見直したいっていうのはやはり足元では、それではもう引き受けたら赤字になってしまう人たちをある程度救わないといけないという意味ではやらなくてはいけないと思うけれども、さらに成長のところというのは確かに今、この何回かの議論で決め、多分いい制度まで思いつくかというのはなかなか悩ましいというのと、他の制度も含めて、我々もいろいろ産業政策をやっている、この入札制度だけで成長もやるし、効率化もやるというのはやはりどこかで矛盾をやってしまうと思うので、そこは環境省の持っているツール、自治体ともいろいろやられていると思うんですけど、我々がまさに事業者と、ユーザーがあってやっているツールも広く1回場に出してみても、どのように組み合わせたら、我々のその目指すところに近づくかというのは丁寧にやる必要あるかなと思います。

○**細田座長** はい、どうぞ。

○**吉岡副座長** この評価項目というのは、これをいじくるのならば結構大変なんですかね。大変なんですかねっていう聞き方も変ですけど、例えば今ここは、現状にちょっと合わない項目がありますよねとか、あるいはもうちょっとこういう項目加えてもいいですよっていうようなブラッシュアップみたいな形の評価項目を、非常に精度は求めないんですけども、こういうポイントを評価に入れるみたいなことっていうのはなかなか大変なんですかね？

○**資源循環経済課長** 中小の補助金でも様々な項目があるが、本当にこれに入れることでまず一つメ

メッセージ性としてそういうのが大事だよという意味はあると思うところです。でもそれもこれに入れるのか、それとも他の制度の中でその地域でまさに見える形で一周して戻すみたいなことを、我々もっと政策的に大事に思っていますよと見せるのも一つかなと思うので、まずその比較の中においてこれでやるのかどうか。やるとしても、本当にそのメッセージとして出すのか、我々として審査するやり方もいろいろあると思うので、その辺もどのような形がいいのかというのは、かといってスピード感を持って検討する必要あると思うけれども、考える必要があるかなと思います。

○細田座長 ちょっと質問なんですけど、この総合的評価、これは安定枠の振り分けにも使っているわけですね。そうするとこれを抜本的に変えてしまうと、この安定枠の振り分けということに問題が波及しますよね。だからこの入札の仕組みに影響してくるわけで、やめることもできるし、項目を必要条件にして、これをクオリファイされた人は入札に入れるっていうことも考えられる。そうすると、安定枠の振り分けができなくなっちゃいますよね。だから基本的に制度設計として、非常に複雑な連立方程式を解くことになっているんですけど、どこまで時間をかけて解決し、どのような時間軸で実行するのかっていうことが総合的評価を変えると影響が出てきますね。これ変えなきゃいけないですけど、間に合いますでしょうか、数ヶ月で。

○容器包装・プラスチック資源循環室長 はい。まず、この総合的評価方式は枠の振り分けはもう機械的に 2 対 1 っていうふうに振り分けて、あとは落札可能量をどうセットするかっていうところにきいてくる仕組みで、これを変えて運用するとすれば、新しい項目で、改めてその事業者の評価をするという作業が入るので、それは来年というよりは、再来年度以降の入札に反映してくることになるのかなというふうに思いますし、このリサイクル事業者の評価方式を残しつつ、そこと、落札可能量をリンクさせないっていうやり方もあるかなと。何らかの参入基準みたいな形にして評価するという方法があります。

○細田座長 極端な話、ごめんなさい。これ想像の話として最低限これらをクリアすれば、入札可能者になれますよということで、その後は全部競争っていうことは考えられないですか？

○容器包装・プラスチック資源循環室長 考えられると思います。

○細田座長 ちょっとドラスチックな変更になってしまうかもしれませんがね。とにかくこの総合的評価っていうのは、何らかのこの入札の仕組みに食い込んでいるわけだから、全体を考えて変えないと、簡単にやめちゃうというわけにもなかなかいかない。

それから繰り返し申し上げますけど、その上限価格っていうのはこれだけその市町村の回収量とその処理量が逼迫してくるときには、ない場合には非常に高い額に張り付いちゃう可能性もあって、その方の効率性の基準に反してしまうので、ここをなんとかしなければいけない。一方で今のままだと成長機会が削がれてしまう、つまり投資ができないところですね。光熱費が賄えないとか、そういう問題もありますので、この相矛盾する問題を解かなきゃいけないっていうこういうことですよね。だから、なかなか短期にやることも非常に喫緊で厳しい問題を解かなきゃいけないんですよ。

この辺どうでしょう、三井さん。

○三井委員 はい。要するに、これ、昔からの評価方法で、私たちがこう販売している先のニーズにない評価なんです。例えばプラスチックっていうとメルトであるとか、衝撃(アイドット衝撃)であるとか引っぱりだとかであるとかっていうのが、どのぐらいの範囲にありますかっていうのが、容り材で言うと評価対象となっている。要するに、ここの評価されているものがほとんど使われている側から評価されていないという意味で意味がないですね。例えば単一素材で言うと、昔は PP リッチがいいよねとか PE リッチがいいんだよね、だから評価点を上げましょうねというのがこの 15 点です。ところが、今分析すると PO と言われている PP と PE の混合材の方が一番安定しているんですね。これは私たち、私どももそうですけど、4 社の 10 年以上のデータをずっと毎月毎月とっています。コンパウンドメーカーにとってもらっています。

そうすると、MFR がこの辺りにあります。衝撃値はここにあり、この幅にあります。引っ張りがここにあり、ますというデータが出るんですね。で、PP だとかばらつくとか PE もばらつくとかという意味で言うと、リッチを作る必要性ってどこにあるのでしょうか？という風になっているわけです。だから実態と合っていないよねというのがこの評価の内容になって、それによって私たちの処理量が毎年変動するというのは無駄じゃないか？今の評価は無駄じゃないのでしょうか？ということストレートに申し上げているだけです。この評価はすべて当時、いろいろ考えに考えて作られたものなので、それを全否定するつもりはないんですけど、今の実態と合わないの、今後、例えば自動車分野に使ってもらおうというのはもっと厳しい基準になると思います。こんなものじゃないという話になります。それをクリアするための基準って何？という話、要するに使う側のニーズに応じたものを作ることが最大の評価になっているということが私の言いたいところで、それを基準値づくりじゃなかなか難しいですね。なぜなら売り先が違うのだから。自動車メーカーを使うパターンと容器包装を使っているメーカーと家電が使う数値はどこを求められたかによって違い、一緒にたに評価するのは難しいですね。ということは、使う側のニーズに合ったものを販売量に応じて、個人的な意見ですけど、そこでインセンティブを働かすっていうのが合理的なやり方じゃないでしょうかと言っているだけです。

○岡野委員 はい、三井さんのすごくよくわかるのですが、本来やっぱり制度の中で書いてあるこのような評価項目というのは、何のために存在したかというところに立ち返った時に、やはり適切な業者に品質を言って頼っていただくことが主目的だったっていうふうには私は理解してらるんですね。その観点に照らした時に、今これをなくすことによって、また品質がばらついたり悪くなったりっていうことが、業者のばらつきが起こるのであるならば、やはりこれはやめるべきではないのかなというふうに思います。今おっしゃったことはすごく理解できるのですが、これはむしろビジネスの話で売り手と買い手の方の品質合わせの問題だと思うので、制度の中の話では若干ないような気がいたします。ただ吉岡先生おっしゃったのがとても大事だなと思ったのは、次の時代にどういうふうな事業者がどういうふうな出口を考えながらやっていただきたいかっていうメッセージを発する場にはなるのかなというふうに思うので、これだけ散らばっているものにさらに一行を超えたところでメッセージ性は弱いと思うので、もうちょっと束ねないしは別枠として新しいメッセージを載せるところに、このような総合評価ないしは新しい α の新規事業者評価というものが入ってくるのは賛成です。ここを細かくいじくりまくるというのは、やっぱり僕、評価者、管理者、監督者、容器業なんかもそうかもしれませんし、自治体もそうかもしれませんが、手間が増える一方で、むしろ新規事業者の参入障壁になったりとか、出口によってばらついたりまちまちになりすぎて、制度の中でやることには若干見合わないのではないかなって個人的には聞いていて思いました。

○細田座長 どうぞ三田委員。

○三田委員 今までの話伺って、やっぱり出口から入っているか、入口から入っているかでだいぶ違いまして、我々はさっき日本製鉄さんのお話がありますが、その出てきたものをうまく利用して、本来はプラスチックじゃなく鉄を作る事業なのに、プラスチックのリサイクルやっていたらいいんですが、我々はプラスチックが本業なものですから、自分たちの事業と製品をこの再生材に変えていかなきゃ、こういう立場なんですけれども、再生材っていう川下から考えると、まず家庭としてその我々のお客様が再生材を使う、使いたい、あるいは、さらに言えば、その中でも特に水平リサイクルをしたいというアペタイトがまずあったのができたと仮定して、その上でどうするか、やっぱり品質であったり、あるいは価格とか、そういうので選ぶことになるかと思います。そうすると今度はその時には多分、輸入品、輸入再生材を買いましょう、それとも日本の業者から買えますか、ということになる。欧州では今やもうそのアペタイトが規制で作り上げられたから、中国から輸入しようってこと？ということになっているようです。けれども、

では我々も対抗するために再生材を作ろうとしても、今度はプラスチックの廃プラの原材料ソースがたくさんあるわけです。で、その時には本当に容器包装が多分量的に言っても良いのか、製品プラだったり、例えば自動車からの廃プラであったり、あるいは他のものも大きいとなると、その時に要はどの廃プラを使うかとなり選んでいく、ってこういうのが多分川下から見た考え方なのです。したがってそうすると容リプラはそういうケミリサ再生材に使うよりも他のほうがいいってことになるかもしれません。そのあたりのお考えがどうかによって、だいぶ変わってくる。川下の立場からから見ていると、やっぱりこの制度、出てきたプラスチックを何らかの形でそのまま使わないでどうにかしましょうというのが根底にあるので、その行き先っていうのは、再生材にすべきかどうかというのは、これは別途全体で見ていただくのではないかな。そうすると、この総合評価の項目っていうのは、別途、何に使うかっていうことよりも、一定の何か再生する以上は、この程度はそのちゃんと確保してねという品質であったり、あるいは場合によってこれは地域資源として使われましよう、吉岡先生がおっしゃったとおり、なんかそういうのを決めるということなのではないでしょうか。ここで決める総合評価の基準と多分川下の再生材から行った時の議論はだいぶ別だし、我々は再生材を広げるという意味から言うと、ここの制度が細かくどうかとやるよりも、もう川下の方からの全体の方が大きいですから、そちらの仕組みの方が意味があるのかなとこういうふうに考えている次第でございます。

○細田座長 はい、ありがとうございました。だんだん論点がはっきりしてきて、この総合的評価をどう考えるかこれ、私が初めに申し上げた容器包装リサイクルの建て付けと理念。これは作った当時は当然サーキュラーエコノミーみたいなものはなかったわけですね。だからこれ、廃棄物で廃プラが出てきたらどうしよう、今まで適当に処理していたから適正に処理しようで、クオリティチェックをしようで、総合的評価でやろうとなった。入口の問題。一方でサーキュラーエコノミーを貫徹しようと思うと出口の問題を考えなきゃいけない。そうすると、三井さんのおっしゃったような問題、あるいは三田さんのおっしゃったような問題が出てきて、それは総合的評価とはやや違う、それで二つの考え方があって、いや容リはそうする必要ないのではないかとか、もっと広く取ればいいんじゃないか、いやいや、容リの中でもっとやれるというコンパウンダーと組むとできると、これ、少し見方が違うこと、論点を整理しなきゃいけないので、総合的評価をどのように総合的評価にスティックする必要ないのかもしれませんが、つまりクオリティチェックを入口的に考えるのか、出口の問題として今後サーキュラーエコノミーを考えるか？これ、ちょっと時間軸の問題とも関連してしまいますので。それから総合評価をいじると、安定枠の中で設備能力をかける総合評価の得点率っていうのがありますから、ここが変わってきちゃう可能性がありますよね。制度そのものが変わっちゃう可能性があるんで、そこまで考えた上で問題を解かなきゃいけないと喫緊の問題もあるということだと思いますので、さあ、この点をどう考えますでしょうか？環境省。答えはここを出るわけがないので。

○容器包装・プラスチック資源循環室長 はい、ちょっとこの場でないですけど、また第2回の方で、それは今日いただいたご意見を踏まえて、経産省と、あるいはその容リ協の運用部隊とですね、議論を重ねまして、足元の対応とその先の中期的なところを見据えた、制度改正というところを、整理をできればなというふうに思っております。総合評価制度を、基本的にそのやっぱりある程度その一定のリサイクル事業者の、質を担保するための何らかの仕組みはなんか必要だろうなというご意見もありましたし、その上でそこから先の α 部分、ここはビジネスの世界で相対でいろいろ取引をする中での求められる要件とかは、それにこう目指す事業者がそこを目指せばいいということかもしれないですし、そういう中である程度、最低基準みたいなを作った上で、あとは自由にという世界なのか、もうちょっとそこにじゃなくて、自動車や水平リサイクルに向けていくためにどういう基準でこの評価をするのかしないのかというのは、あるいはその入札の枠の設定の問題でどうにかするかと、選択肢としてはかなり色々ありまして、ち

よっとこの場ではクリアには申し上げられませんが、そういうことをしっかり考えて、また提示させていただければと思います。

○細田座長 どうでしょう？三牧課長。答えはそう違いないと思いますが、今の、金子さんの意見。

○資源循環経済課長 本当に出口から見るか、入口から見るかで、いろんな取組をやって結局海外から再生プラスチックをどんどん輸入しますとなると、過去に三田委員と一緒に海外展開支援を実施したり、DX 化したり、再エネとかもそうですけど、やった結果、なかなかなんか日本の国益になっているのかみたいなことが結構多いので、そういうふうになってしまうのは一番いけないというのはあるけれども、一方で三田さんおっしゃった、需要側が求めるものをしっかりと供給するというのも、本当に我々としても大事なところだと思うので、総合評価方式については、今金子さんが言っているどう使っていくのか、そもそも上限価格をどうするかという中で安定枠をどうするかという議論もあると思いますし、逆にもうその需要家がこの品質でいいよというのを供給するのであれば、その枠はもう別枠にするとか、いろんな多分やり方はあると思うので、今日いただいた意見もとに環境省ともしっかりと議論して、我々として考え、整理したいと思います。

○細田座長 どうぞ岡野委員。

○岡野委員 今の議論の中でちょっと出てきた言葉の中で確認したいことがあるんですけど、やっぱり容リ法って細田先生おっしゃるように本来の建て付けがその最終処分場の問題に対するということもありましたので、むしろ EPR 的な生産者責任の拡大版というところで、業界ごとに縦割りになっていた。容器包装は容器包装、家電は家電みたいな形だったと。だけど今、言葉の端々に他業種への再利用みたいなものもスコープに入ってくるのであれば、やっぱりこれちょっと考え方を俯瞰から見て変えないといけないうのがなっている感じが若干しています。それはなぜかという、やはりその容器包装で使った事業者がその供託金を出して、それを再利用していただいているっていう建て付けなんですけれども、他業種の方に使いやすくするためのコストを、品質を上げるお手伝いまで容器包装がしなきゃいけないと言ったら、ちょっと心穏やかでない何かがやっぱりあるのかなと。我々だって再生材、国益にするものが欲しいのにという形にやっぱりかねないなっているところもやっぱりあると思うんです。

そうすると日本という国を考えれば、その従来どおりの業種によらずに再利用するところを積極的に促すのであれば、それで僕はいいと思いますが、その定義ははっきり考え方を示しておいていただかないと。容器包装の自己完結の話なのかどうなのかによって、ちょっとこれは受け止めが難しい事業者がいくつか出てくるのではないのかなと思います。

○細田座長 はい、ありがとうございました。これはもう要するに、法制化の流れの中で、時々時代を反映して作ったものなので、例えばプラ資源循環促進法と、容リ法で考え方違うわけですね。前者には、全体の流れを見定めたうえで大臣認定によって、作った人の責任でフローを制御するとかね、それも入っていますし、そうした場合だから、そのさっき容リとプラ資源循環促進法のインターフェースはどうなんですか？ということをはじめ申し上げましたことが問われてくる。これは時を反映して法律の内容そしてやっぱり精神がちよっと違っているんで、それを合わせようとした時に、さっきの入口出口の問題に今岡野委員が奇しくももうご指摘されたようになるので、そこを限られた時間の中でどこまで調整していくのかっていうことをぜひお考えいただきたいと思います。それから、これは、直近の問題とも絡んでくるので、やはりその容器包装リサイクル協会の方々の現状の課題認識をやっぱり知っておく必要がある。総合的評価をどう考えるのかとか、それって入札の方式に関わってくるわけですから、多分課題を持っていらいっしょと思うんですね。そこをぜひ環境省、経済産業省が拾い出して、それを反映する形にしないと、これ結局容リ協がやることになるわけですから、大変なこう負荷がかかるわけですね。それもぜひお考えいただきたいと思います。はい、それであと 10 分ありますので、ここで今日の流れをこう全部俯

瞰して、そうじゃなくても結構ですので、意見を賜りたいと思いますが、いかがでございましょう。

三田委員手があがった。はいどうぞ。

○三田委員 岡野委員とほとんど同じことですが、8 ページに、再資源化っていろんな制度があります。今回総合評価、そこで色々とやるのは良いんですけど、やっぱり規制によって違うっていうのは非常に困ります。容りの世界は容りだけ、これはこれだけっていうことではなくて、お互い行き来しますので、ぜひ基準作りにしたってどれも同じ基準にするとか、ぜひそういう点を色々な制度によってあまり変わらないような横通しできるような仕組みをぜひお願いしたいと思います。

○細田座長 これもう本当に個別リサイクル法がバラバラに出てきて、後で束ねるような形で資源有効利用促進法、そして改正されてきて、そこにやはり少し、建て付けの悪さが出てきたのかなと感じます。これはやはり、直近で直せることと少し時間をかけて直せることと、ちょっと濃淡をつけて対応していかないと、多分、発散してしまいますので、その辺よくよろしくお願い申し上げます。他に、残された時間で何かございませんでしょうか？

○容器包装・プラスチック資源循環室長 オンラインの金澤さん一言もしあれば。

○細田座長 はい、金澤委員どうでしょう。

○金澤委員 はい、ありがとうございます。私の方からは、市町村が市民の方に分別を促していく分別の普及啓発をする際に、どうしてもプラスチック製容器包装のリサイクルにおける残渣率の高さ、材料リサイクルですと 50%が残渣になるということがございまして、そういったことが市民の皆さんへの普及啓発の際に非常にネックになっていることがあります。今日ご説明がありましたマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルのジョイントみたいなことが実現できればですね、こういった残渣の部分も減るのではないかと期待できるのではないかと感じました。ぜひ残渣という面についても、検討される際に念頭に入れていただければというふうに思っております。以上でございます。

○細田座長 はい、ありがとうございました。吉岡委員。

○吉岡副座長 非常に重要なポイントを皆さんから今日ご意見いただいているなという認識なのですが、私の今日の一番言いたいのは、直近でまずやらなくちゃいけないことがあるのだけれども、その直近でやるにあたっては、将来を見据えたメッセージ性というのを何らかの形で組み込んでいただければいいなっていうのが一番のポイントであります。それがさっき言ったような、出てきたような、基準の話なのか、あるいは基準とは別枠で、そういったようなメッセージを踏まえて、その基準を今後考えていくのだとか、この基準にはそういうようなメッセージが、そういうことを念頭に入れながら評価していくのだとか、なんかそういうような直近でできることとすると、そういうメッセージ性をどういうふうに出していくのかということが非常に有効なやり方の一つなのかなというふうなことを思ったということです。私の方は以上です。

○細田座長 はい、ありがとうございました。その他に、残された時間が少なくなってまいりましたが、これだけは言っておきたいということとはございますか？

よろしいですか？

はい、それでは、時間もそろそろ参ったようでございますが、いろいろなことが指摘されました。入口問題、出口問題、それから時間軸でどうやって問題を片付けていくのか、そしてその効率性を担保しながら、今までの上限価格の問題で苦労された事業者の問題を解決するか、やはりその競争的な問題ですが、どこかで入札するかの目安がないと効率性基準が満たされないということだと思えます。そこで最後をお願いなのですが、例えば今日もちょっと出ていた、ジョイントの問題もそうですし、動静脈連携もそうなのですが、連携協力、私コ・クリエーションって言うておりますけど、これはもうサーキュラーエコノミーで絶対必要なんですけど、一方でその競争政策とのやはりこう摩擦があるんですね。どうしてもその時にやはり有り体に申し上げると、独禁法との関わりをどう考えていくのかっていうこともきっちり考え

ていただかないと、動静脈連携をした時に、それは競争上いけないよと言われたら、もう元も子もなくなってしまうわけですね。その点についてもぜひこれは国の役割だと思いますので、率直に言いますと公正取引委員会とも、やはりそのインターフェースを考えて、競争政策と協調政策でコ・クリエイティブな政策とコンペティションの政策をうまく同期させるようにご計らいいただきたい。これは民間では絶対できませんので、よろしくお願い申し上げます。よろしゅうございますか？それでは時間が参ったようでございます。それでは、両省の方から最後、ご挨拶いただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○**容器包装・プラスチック資源循環室長** はい、2 時間にわたり、非常に中身の濃い議論をありがとうございました。非常に、有益なというか、非常に貴重なご意見いただきまして、これを踏まえてよく、経産省とも相談し、そして、次に皆様にたたき台をお示しできればなというふうに思っております。今日はありがとうございました。

○**資源循環経済課長** はい。ありがとうございます。本当に広い視野でご議論いただきまして、今回資源法も改正して、いろいろと支援法としてはいろいろ幅広げたけれども、やはりしっかりと結果につなげていくというのが大事だと思うので、既存のツールも含めて、どのツールでどういうことをやっていくのか、先ほどの効率性と競争性の話もありましたけど、そこもしっかりと頭を整理して、今経産省の中でもこんなに業界にインパクトを持つ政策をやっている部署もかなり少ないと思うので、非常にやりがいを感じつつも、責任を非常に感じており、しっかり環境省と連携して、我々の考えを整理したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**事務局** ありがとうございます。

細田座長、それから皆様、本日は本当にありがとうございます。これにて本日の検討会を終了したいと思いますが、今後の予定につきましては確定次第、皆様にご連絡をいたします。また、本日の議事録につきましては、後日事務局にて案を作成の上、皆様にご確認いただく予定です。本日は誠にありがとうございました。

以上